

2024年9月26日  
慶應義塾大学

本学文学部教授による研究費に関する不正等と処分について

慶應義塾大学は、伊澤栄一文学部教授を、研究費不正、本学の規則違反ならびにハラスメント等が認められたことにより、2024年8月7日付で論旨退職処分としましたので、ここに公表いたします。

当該教授は、義塾の教職員として職務上求められる義務を誠実に履行すべきところ、重大な不正および規則違反等が認められたものです。慶應義塾教職員としての適格性を著しく欠いており、論旨退職処分が相当であると判断しました。

## 1. 経緯

2024年3月、本学研究活動等に関する申し立て窓口に対し、学内より当該教授の研究費の不正使用に関する通報がありました。通報内容に合理性があると判断されたことから、調査委員会を設置する等により事実解明を進めた結果、以下の不適切な行為が明らかになりました。

## 2. 不適切な行為の概要

### (1) 公的研究費に関する不正について

当該教授は、日本学術振興会科学研究費助成事業（科研費）で交付を受けた研究費の支出において、架空請求（カラ給与）および還流行為が認められました。

当該教授研究室に所属する複数の大学院生に対し、実態の伴わない勤務に基づく臨時職員としての勤務報告を行わせ、支給された給与を、学生の研究活動に要する交通費や研究用資材等の購入に充てていました。認定された研究費不正は、2014年度から2020年度までの長期間にわたり、累計で5,210,420円でした。

研究費不正使用に係る調査結果は、後述いたします。

### (2) 塾外活動申請に係る虚偽申請について

当該教授のゼミ合宿等に関する塾外活動申請において、実際の行先と異なる行先での虚偽申請が3件認められました。

### (3) ハラスメントについて

当該教授による複数の言動が、ハラスメントと認定されました。

## 3. 公的資金に関する対応について

不正のあった公的資金に関しましては、当初より関係機関に報告・相談を行いながら調査および対応を進めてまいりました。今後も関係機関の指示の下、適切に必要な手続きを進めてまいります。

#### 4. 再発防止について

研究費の適切な執行、充実した教育の実践は、本学の活動の根本であり、また、学生、社会および国に対する基本的な責務と考えています。また、言うまでもなく本学は教育・研究・医療機関として、いかなるハラスメントも容認しておりません。よって今回は、論旨退職処分が相当であると判断したものです。

この事態を真摯に受けとめ、今後も継続して研究費の適正使用やハラスメント防止等についての啓発を進めるとともに、再発防止に尽力する所存です。

今後、諸管理に一層の注意を払い、関連する制度・規程の適切な運用ならびに整備を進め、教職員に対してもより規則の遵守を徹底させるよう努めます。

以上

## 公的研究費の不正使用に係る調査結果について

### 1. 調査に至る経緯

2024年3月8日付、本学が設置する「不正行為に関する申し立て窓口」に、公的資金の不正使用に関する申し立てが提出され、同日付で受理した。

これにより、「慶應義塾研究活動に関する申し立て窓口運用ならびに調査手続等ガイドライン」の10条に基づき、2024年3月22日に研究コンプライアンス委員会を開催し、同日付で調査実施を決定した。

### 2. 調査

#### 2-1. 調査体制

##### 調査委員会の構成

委員長	稲葉 昭英	文学部	教授
副委員長	金子 康樹	学術研究支援部	部長
委員	山梨 あや	文学部	教授
委員	原田 範行	文学部	教授
委員	鈴木 一夫	法務研究科教授	弁護士
委員	村松 洋之		弁護士

#### 2-2. 調査内容

##### (1) 調査期間

2024年5月15日(水)～2024年6月23日(日)

##### (2) 調査対象

###### ① 調査対象者

慶應義塾大学 文学部 教授 伊澤 栄一

###### ② 調査対象経費

臨時職員給与支出のあった伊澤教授に関わる研究費

##### (3) 調査方法・手順

伊澤教授申請による臨時職員の給与に関する経理関係書類及び雇用関係書類および提出書類の精査、聞き取り調査およびメールでの調査を実施。

### 3. 調査結果

#### (1) 認定した不正等の種別

架空請求（カラ給与）・還流行為

#### (2) 不正に関与したと認定した研究者

慶應義塾大学 文学部 教授 伊澤 栄一

(3) 不正等に支出された競争的研究費

資金の種別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者の数
科学研究費助成事業	5,210,420 円	2014年度～2020年度	1人
計	5,210,420 円		1人

4. 研究機関が行った措置

関係者処分：研究費不正、本学の規則違反、ならびにハラスメント等が認められたことにより、8月7日に慶應義塾賞罰規程に基づく「諭旨退職」について書面で本人へ申し渡した。